府中町求職者等に対するハラスメント防止基本方針

令和8年10月

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）に基づき、本町が事業主として求職者等に対するハラスメント防止のため、雇用管理上講ずる措置について次のとおり方針を定めます。

1 基本方針

本町は、採用活動、職場見学、実習、インターンシップその他求職活動に関するあらゆる場面において、求職者等の人格と尊厳を尊重し、ハラスメント（セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、その他これらに類する行為）のない公正な採用活動を実施します。

求職者等に対する性的な言動、威圧的な言動、人格を否定する言動、その他相手に不快感、不安、不利益等を与える行為を禁止します。

全ての求職者等が安心して応募・実習・相談等を行える環境づくりに努めます。

2 対象者

・求職者（採用応募者）
・インターンシップ参加者
・実習生
・その他、採用活動等に関係する者

3 禁止される行為（例）

（1）セクシュアルハラスメント
・性的な事実関係の質問
・性的な内容の情報（噂）の流布
・性的な冗談やからかい
・食事やデートへの執拗な誘い
・個人的な性的体験談に関する言動
・性的な関係の強要
・不必要な身体への接触
・その他、相手が不快と感じる性的言動

（2）パワーハラスメント
・威圧的、高圧的な態度
・人格を否定する発言、侮辱、暴言
・長時間にわたる叱責
・不当に委縮させる言動
・採用（応募）や辞退に関して過度な圧力をかける行為
・他の応募者との比較による不適切な発言
・その他、就職活動環境を害する言動

（3）セクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントに類する行為
・妊娠、出産等に関するハラスメントに類する行為
・育児休業等に関するハラスメントに類する行為
・性的指向・ジェンダーアイデンティティに関し、侮辱的な言動を行うこと、本人の了解を得ずに暴露すること、開示を強要若しくは禁止すること

4 相談窓口

ハラスメント行為が疑われる場合、あるいは被害に遭われた場合は、速やかに以下の窓口までご相談ください。

なお、本窓口において取得した個人情報は、ハラスメントに関する事実確認、調査及び是正対応のためにのみ利用し、その他の目的では利用しません。

また、法令に基づく場合を除き、ご本人の同意なく、第三者へ提供することはありません。

相談窓口	電話番号	FAX	その他
職員課	082-286-3138	082-286-3199	問い合わせフォーム （町ホームページ）

※相談窓口へ相談しにくい場合は、都道府県労働局（雇用環境・均等部（室））、新卒応援ハローワーク、大学のキャリアセンターのいずれかにも相談可能です。
（連携して対応に当たります。）

5 ハラスメントへの対応

相談があった場合には、「府中町職員のハラスメントの防止等に関する要綱」に準じ、速やかに事実関係の調査を行い、ハラスメントの事実が確認された場合、「府中町職員の懲戒処分基準及び懲戒処分公表基準に関する規程」に基づき、厳正な処分を含めた適正な是正措置を実施するとともに、再発防止措置を講じます。

なお、相談を行ったことや事実確認に協力したこと等を理由として、不利益な取扱いをすることは一切ありません。